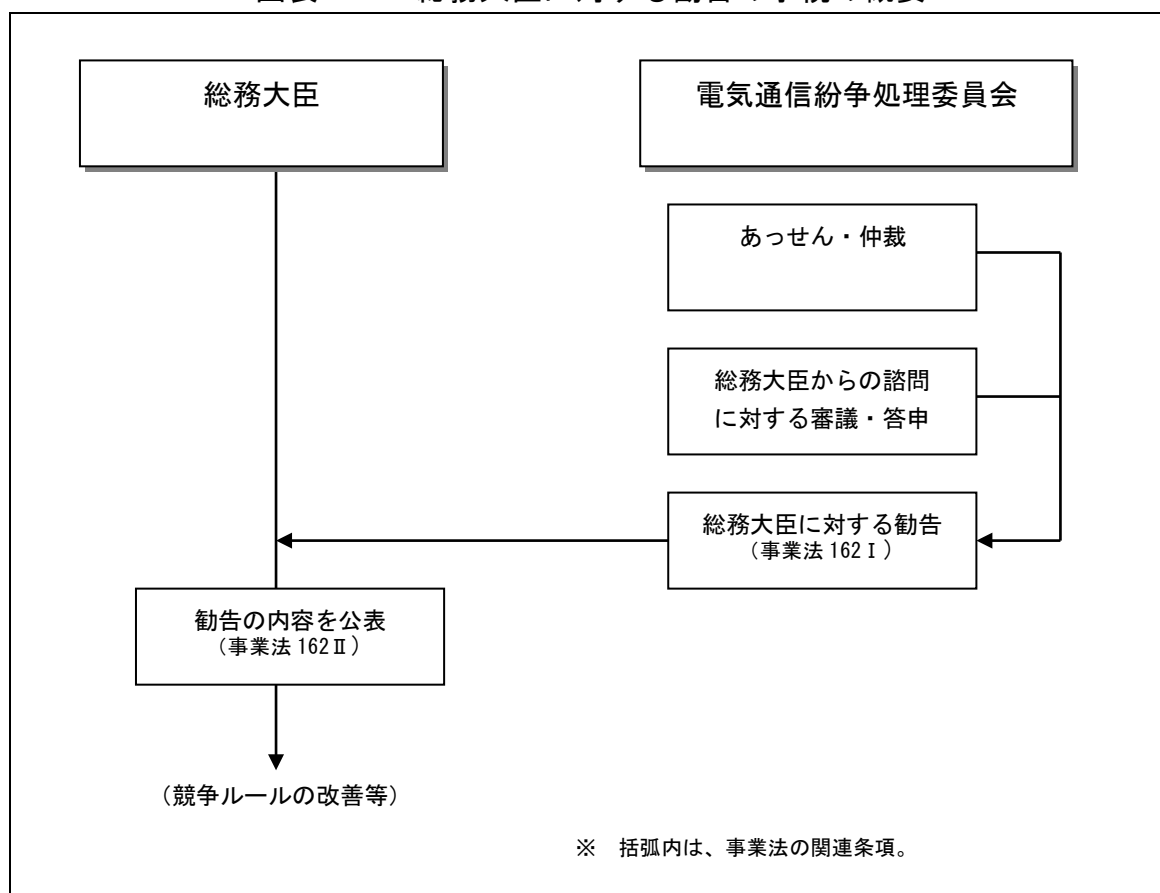


第3章 総務大臣に対する勧告

委員会は、事業法の規定によりその権限に属させられた事項に関し、総務大臣に対し勧告¹⁴をすることができる（事業法第162条第1項）。具体的には、事業法の規定に基づき、あっせん、仲裁又は総務大臣からの諮問に対する審議・答申を行う中で明らかとなった必要な競争ルールの改善点について、改善を求めることなどが想定される。

また、総務大臣は、委員会の勧告を受けたときは、その内容を公表することになっている（事業法第162条第2項）。

図表3-2 総務大臣に対する勧告の手続の概要



¹⁴ 「勧告」とは、ある事柄を申し出て、その申出に沿う行動をとるよう勧め又は促す行為。ここでの「勧告」は、勧告違反に対して法律上の効果があるものではない。